

答 申 第 65 号

平成 29 年 3 月 17 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三 様

情報公開・個人情報保護審議会

会長 中 川 丈 久

公文書の部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について(答申)

平成 28 年 5 月 31 日付け諮問第 13 号で諮問のあった下記の公文書に係る標記の件について、別紙のとおり答申します。

記

兵庫県森林動物研究センターが保有する 2007 年から 2015 年までの各年のツキノワグマに関するデータを記録した文書

答 申

第 1 審議会の結論

本件異議申立ての対象となった公文書部分公開決定（第 2 の 4 による変更決定後のもの）及び公文書非公開決定において、兵庫県知事（以下「実施機関」という。）が非公開とした部分のうち、「集落名」は第 5 の 2 (2) に記載する特別の事情の有無について再検討し、改めて決定すべきであり、「胃内容物」の一部は研究に用いるデータとしての状態が記載されていない部分に限り、公開すべきであるが、その余の部分について、実施機関がこれを非公開としたことは妥当である。

第 2 諮問経緯・対象公文書の特定

1 公文書の公開請求

平成 28 年 1 月 19 日、異議申立人は、情報公開条例（平成 12 年兵庫県条例第 6 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、実施機関に対して、公文書の公開を請求した（以下「本件公開請求」という。）。

2 実施機関の決定

平成 28 年 2 月 2 日、実施機関は、本件公開請求に対し、公文書部分公開決定処分及び公文書非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日、異議申立人に公文書部分公開決定通知書及び公文書非公開決定通知書を送付した。

3 異議申立て

平成 28 年 3 月 29 日、異議申立人は、全部改正前の行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

4 実施機関の変更決定

平成 28 年 5 月 6 日、実施機関は、上記 2 の公文書部分公開決定処分を変更し、「雌雄」、「体重」及び「捕獲歴」を公開した。

5 異議申立ての対象公文書

本件異議申立ての対象公文書は、兵庫県森林動物研究センター（以下「センター」という。）が保有する 2007 年から 2015 年までの各年のツキノワグマに関するデータを記録した次の文書である（以下「本件対象公文書」という。）。

(1) 本件対象公文書①

有害捕獲又は錯誤捕獲したツキノワグマの個体ごとに収集した「捕獲歴」、「処理年月日」、「性」、「体重」、「捕獲場所」、「誘因餌」、「罠の種類」、「年齢」、「胃内容物」のデータを年度別に記録した文書

(2) 本件対象公文書②

ツキノワグマの個体に装着した GPS 等の発信機により得られた経度緯度の位置データとデータ取得時間帯を記録した文書

6 諮問

平成 28 年 5 月 31 日、諮問庁は、条例第 17 条の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（この答申において「審議会」という。）に対して、本件異議申立てに対する決定について諮問した。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件対象公文書を公開することを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立書、意見書及び意見陳述において述べられた本件異議申立ての理由は、次のとおり要約される。

(1) 本件公開請求のデータの性質について

本件公開請求のデータは、センターがツキノワグマの捕獲の際に記録し、保有する基礎データであり、研究者の研究成果であるところの知的財産ではない。有害捕獲や錯誤捕獲の放獣は、県の事業であって、センターの職員が研究として実施しているものではなく、センターの職員は、センターの職員が捕獲事業に従事した際に得られる情報を研究に用いているに過ぎないから、当該情報より基礎データを計測したのは研究員であっても、センターが当該情報の独占権を有するものではない。

(2) 本件対象公文書①について

ア 年齢及び胃内容物について

年齢及び胃内容物は、研究に用いられるデータではあるが、研究によって得られたデータではなく、有害捕獲や錯誤捕獲という事態によって発生した事実についての基礎データであり、これが公開されることが研究者の自由な発想や創意工夫、研究意欲を不当に妨げることにはなりえない。

イ 集落名について

異議申立人は、集落名を広く一般に公開しようとしているわけではなく、集落の風評被害や信頼関係崩壊につながるということは考えられない。また、人身事故被害防止についていえば、広く一般に公表をし、注意喚起をした方が、人身事故防止の対策ができる。

さらに、有害捕獲や錯誤捕獲の情報は、市町等が秘密を前提にセンターへ提供したものではなく、地域との信頼関係が崩れるという理屈はこじつけである。

(3) 本件対象公文書②について

センターが、ツキノワグマにGPS等の発信機をつけることによって得た

情報は、県民に還元されるのが原則であり、研究に必要な一定期間が経過すれば、保護政策の検証のために公開されるべきである。

第4 実施機関の説明要旨

意見書及び意見陳述において述べられた非公開理由は、次のとおり要約される。

1 本件対象公文書におけるデータの性質について

センターは、野生動物のデータを適切に収集し、それらを基に野生動物の保全と管理に対する適切な施策判断や対応策を得るための研究を行うことを目的に兵庫県立大学の附属研究機関として位置付けられ、同大学の教員がセンターの研究員を兼務している。このため、センターで収集・管理するデータは、行政事務の遂行と、研究の両面の性質を有している。

研究員は、特別な知識や技術、経験（解剖、年齢査定、行動追跡等）を用いて、学術的な研究目的をもってデータを収集、分析しており、学術研究が達成されるまでは、優先的に使用されるべきである。

2 本件対象公文書①の非公開理由について

(1) 年齢及び胃内容物について

年齢及び胃内容物は、ツキノワグマの増加率や栄養状態に関して、学術的な研究目的をもって収集・分析している試行錯誤の段階の研究データである。

研究員の学術研究が達成されるまでは、研究データを収集した研究者が学術的見解を得るために優先的に使用されるべきものであり、これを公開することは研究の公正かつ能率的な遂行が不当に妨げられるおそれがある（条例第6条第6号該当）。

分析が終了次第、研究データは公表する予定だが、現在はその段階にない。

(2) 集落名について

集落から位置データを公開しないことを条件に野生動物に関する情報を

得ているため、集落名を公開することによって、当該集落の個人の敷地内に無断で立ち入る者が増加し、地域住民の安全で平穏な生活環境が脅かされるおそれや当該集落に対する風評被害が発生するおそれを懸念する地域住民との信頼関係が崩れ、野生動物に関する情報が得られなくなるという具体的なおそれがある（条例第6条第6号該当）。

3 本件対象公文書②の非公開理由について

センターがツキノワグマにGPS等の発信機をつけることによって得た情報は、学術的な研究目的をもって収集・分析しているもので、複数の研究者との共同研究を行っているデータである。

当該データは、研究員の学術研究が達成されるまでは、データを収集した研究者が学術的見解を得るために優先的に使用されるべきものであり、分析や結果に関する考察や議論、成果発表の研究の過程を修了するまでは、研究の公正かつ能率的な遂行が不当に妨げられるおそれがある（条例第6条第6号該当）。

また、GPS等の発信機をつけることによって得たツキノワグマの位置情報からは、地図情報と照合することにより、近隣の集落名が判明するため、上記2(2)の集落名についての非公開理由も当てはまる。

第5 審議会の判断

審議会は、異議申立人の主張、諮問庁の説明及び審議会に提出された資料等を精査した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象公文書について

本件対象公文書のデータは、センターが野生動物のデータを適切に収集し、それらを基に野生動物の保全と管理に対する適切な施策判断や対応策を得るための研究を行うことを目的に、兵庫県立大学の附属研究機関として位置付けられている。

したがって、センターが学術的な研究目的をもって試行錯誤しながらデータ

を収集し分析する過程の情報を公開することは、学術研究の目的が達成されるまでの間、原則として、調査研究に係る事務の公正かつ能率的な遂行を不当に害するおそれがあるものと認められ、条例第6条第6号に該当するものと言わざるを得ない。

他方、学術的な研究目的を有しない又は研究目的との関わりが希薄なデータ等の情報については、これを非公開とするには、当該データ等を公にすることによって、センターの事務事業の適正な遂行に支障を及ぼす具体的なおそれがあることが必要である。

2 本件対象公文書①のデータについて

(1) 年齢及び胃内容物について

年齢及び胃内容物については、センターが学術的な研究目的をもって収集し分析している試行錯誤段階の研究データと認められるため、当該データを公開することは、調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に害するおそれがある（条例第6条第6号）と解することが妥当である。

ただし、胃内容物として非公開としている部分には、研究に用いるデータとしての状態が具体的に記載されていない部分（処理年月日が平成19年7月6日の胃内容物欄の記載及びそれと同様の記載）があり、当該記載は、調査研究の成果又は調査研究に至るまでの状態を示しているものとは考えられず、また、センターの事務事業に支障を及ぼすおそれがあるものとは認められない。

(2) 集落名について

本件対象公文書における集落名は、ツキノワグマが捕獲された場所を示しており、上記(1)の年齢と組み合わせられることによって、センターが学術的に研究をしているツキノワグマの生態に係る研究データとなることは考えられるが、集落名のみでツキノワグマの生態に係る研究が明らかになるものとは考えられず、調査研究に係る事務に該当することを理由として非公開と

しなければならぬ情報とまで言うことはできない。

次に、実施機関は、集落名が公になることによって、地域住民の安全で平穏な生活環境が脅かされるおそれや当該集落に対する風評被害が発生するおそれを懸念する地域住民との信頼関係が崩れ、センターの調査研究及び行政事務に支障を及ぼす具体的なおそれがあり、条例第6条第6号に該当すると主張している。

条例第6条第6号の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の「支障」は、名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も抽象的な可能性ではなく具体的な蓋然性が要求されると解されている。

ツキノワグマに関する捕獲情報を含む出没情報が他府県では集落名が特定できる形態で公表されており、県においても警察による公表やそれに基づく新聞報道等において、比較的圏域の広い集落名までは公にされていることに鑑みると、実施機関が集落名を公開することは、実施機関と集落との信頼関係が崩れる具体的な蓋然性が必ずしも高いものと考えすることはできない。

よって、集落名のデータは、地域住民との信頼関係が崩れる具体的な蓋然性が高い特別の事情がある場合を除き、公開することが妥当である。

3 本件対象公文書②のデータについて

センターがツキノワグマにGPS等の発信機をつけることによって得た情報については、センターが学術的な研究目的をもって収集し分析している試行錯誤段階のデータであり、当該データを公開することは、調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に害するおそれがある（条例第6条第6号）と認められる。

4 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
平成 28 年 5 月 31 日	・ 諮問書の受領
平成 28 年 6 月 30 日	・ 諮問庁から意見書を受領
平成 28 年 7 月 26 日	・ 異議申立人から意見書を受領
平成 28 年 7 月 26 日 第 2 部会 (第 43 回)	・ 異議申立人から意見聴取 ・ 実施機関の職員から意見聴取 ・ 審議
平成 28 年 10 月 4 日 第 2 部会 (第 46 回)	・ 審議
平成 28 年 10 月 25 日 第 2 部会 (第 47 回)	・ 審議
平成 28 年 12 月 19 日 第 2 部会 (第 49 回)	・ 実施機関の職員から意見聴取 ・ 審議
平成 29 年 3 月 10 日 第 2 部会 (第 53 回)	・ 審議
平成 29 年 3 月 14 日 第 2 部会 (第 54 回)	・ 審議
平成 29 年 3 月 17 日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第 2 部会

部会長 中 川 丈 久

委 員 後 藤 玲 子

委 員 桜 間 裕 章

委 員 善 部 修 (平成 28 年 11 月 1 日から)

委 員 福 井 義 三 (平成 28 年 10 月 31 日まで)

委 員 前 田 雅 子